



発行 新潟県

第 32 号

令和2年4月28日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

## 目 次

## 規 則

43 新潟県県税規則の一部を改正する規則（税務課）

## 告 示

539 自動車税（種別割）における身体障害者等の減免申請期限の延長（税務課）

540 介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者の指定の取消し（高齢福祉保健課）

541 土地改良区連合の定款変更認可（農地計画課）

542 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定（障害福祉課）

543 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の事業廃止届（障害福祉課）

544 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定（障害福祉課）

545 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の廃止（障害福祉課）

546 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定一般相談支援事業者の廃止届（障害福祉課）

547 農用地利用配分計画の認可（地域農政推進課）

548 ふ化業者の登録（畜産課）

549 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）

550 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）

551 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）

552 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）

553 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）

554 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）

555 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）

556 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）

557 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）

558 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）

559 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）

560 団体営土地改良事業の工事完了（農地整備課）

561 基本測量の終了通知（監理課）

562 公共測量の実施通知（監理課）

563 公共測量の実施通知（監理課）

564 道路の区域変更（道路管理課）

565 道路の供用開始（道路管理課）

566 道路の区域変更（道路管理課）

567 道路の供用開始（道路管理課）

## 病院局公告

一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

## 監査委員公表

監査結果公表（監査委員事務局）

規 則

新潟県県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年4月28日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第43号

新潟県県税規則の一部を改正する規則

新潟県県税規則（昭和34年新潟県規則第63号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を削り、同表の改正後の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項並びに別記様式の表示を除く。）を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前																					
<p style="text-align: center;">（納税等の証明書の効力）</p> <p><b>第33条</b> 条例第15条第1項第1号の証明書は、当該証明書の領収日付印欄に財務規則第196条の規定により知事が指定した指定金融機関等若しくは郵便局の領収日付印、財務規則第110条の規定による領収印又は自動車税の種別割を納付したことを証する印の押印されたものについてその効力を有する。ただし、記載事項に訂正のあるもの又は無効の表示のあるものについては、この限りでない。</p> <p style="text-align: center;">（納税義務の完了時期等）</p> <p><b>第45条</b> （略）</p> <p>2 口座振替の方法により納付する徴収金に係る納税義務は、その徴収金額が口座から振り替えられたときに完了する。</p> <p>3～6 （略）</p> <p>別表（第117条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">文 書 等 の 名 称</th> <th style="text-align: center;">根 拠 条 文</th> <th style="text-align: center;">様 式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">自動車税（種別割） 納税証明書</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table>	文 書 等 の 名 称	根 拠 条 文	様 式	（略）			自動車税（種別割） 納税証明書	（略）	（略）	<p style="text-align: center;">（納税等の証明書の効力）</p> <p><b>第33条</b> 条例第15条第1項第1号の証明書（<u>口座振替又はクレジットカード納付の方法により自動車税の種別割を納付したことを証する証明書を除く。</u>）は、当該証明書の領収日付印欄に財務規則第196条の規定により知事が指定した指定金融機関等若しくは郵便局の領収日付印、財務規則第110条の規定による領収印又は自動車税の種別割を納付したことを証する印の押印されたものについてその効力を有する。ただし、記載事項に訂正のあるもの又は無効の表示のあるものについては、この限りでない。</p> <p><u>2 前項ただし書の規定は、条例第15条第1項第1号の証明書（口座振替又はクレジットカード納付の方法により自動車税の種別割を納付したことを証する証明書に限る。）について準用する。</u></p> <p style="text-align: center;">（納税義務の完了時期等）</p> <p><b>第45条</b> （略）</p> <p>2 口座振替の方法により納付する徴収金に係る納税義務は、その徴収金額が口座から振り替えられたときに完了する。<u>この場合において、局長は、納税義務を完了した納税者に対し、証明書を交付する。</u></p> <p>3～6 （略）</p> <p>別表（第117条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">文 書 等 の 名 称</th> <th style="text-align: center;">根 拠 条 文</th> <th style="text-align: center;">様 式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">自動車税（種別割） 納税証明書（<u>一般の場合</u>）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">自動車税（種別割） 納税証明書（口座振替又はクレジットカード納付の方法により納付したことを証する場合）</td> <td style="text-align: center;">条例第15条第1項第1号</td> <td style="text-align: center;">別記第39号様式の2の4</td> </tr> </tbody> </table>	文 書 等 の 名 称	根 拠 条 文	様 式	（略）			自動車税（種別割） 納税証明書（ <u>一般の場合</u> ）	（略）	（略）	自動車税（種別割） 納税証明書（口座振替又はクレジットカード納付の方法により納付したことを証する場合）	条例第15条第1項第1号	別記第39号様式の2の4
文 書 等 の 名 称	根 拠 条 文	様 式																				
（略）																						
自動車税（種別割） 納税証明書	（略）	（略）																				
文 書 等 の 名 称	根 拠 条 文	様 式																				
（略）																						
自動車税（種別割） 納税証明書（ <u>一般の場合</u> ）	（略）	（略）																				
自動車税（種別割） 納税証明書（口座振替又はクレジットカード納付の方法により納付したことを証する場合）	条例第15条第1項第1号	別記第39号様式の2の4																				

<p>(略)</p> <p><b>第39号様式の2の4</b> 削除</p>	<p>(略)</p> <p><b>第39号様式の2の4</b> (第117条関係) 自動車税(種別割)納税証明書(継続検査・構造等変更検査用) (略)</p>
--	---

**附 則**

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

**告 示**

**◎新潟県告示第539号**

新潟県県税条例(平成18年新潟県条例第10号。以下「条例」という。)第9条第1項の規定により、条例第73条第1項及び条例第74条第1項の規定による自動車税の種別割の減免(条例第69条第1項に規定する証紙徴収の方法によるものを除く。)に係る申請のうち、その期限が令和2年4月1日から令和2年6月29日までの間に到来するものについては、条例第73条第2項及び条例第74条第2項の規定にかかわらず、その期限を令和2年6月30日まで延長する。

令和2年4月28日

新潟県知事 花 角 英 世

**◎新潟県告示第540号**

介護保険法(平成9年法律第123号)第77条第1項(又は第115条の9第1項)の規定により、指定居宅サービス事業者(又は指定介護予防サービス事業者)の指定を次のとおり取り消す。

令和2年4月28日

新潟県知事 花 角 英 世

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	取消年月日
サトミ産業福祉用具 介護用品事業部	新潟県長岡市北陽2 丁目14番地23	株式会社サトミ 産業	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具 販売	令和2年4月28日

**◎新潟県告示第541号**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する同法第30条第2項の規定により、阿賀野市の阿賀用水右岸土地改良区連合の定款の変更を令和2年4月8日認可した。

令和2年4月28日

新潟県新発田地域振興局長

**◎新潟県告示第542号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和2年4月28日

新潟県知事 花 角 英 世

障害福祉 サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定 年月日
短期入所	自立訓練事業所 桃梨園	三条市大島5147番地	医療法人恵愛会	令和2年 4月1日

短所入所	はまなすホーム	村上市瀬波中町10-1	医療法人責善会	令和2年 4月1日
短所入所	やまびこ	上越市三和区井ノ口806 番地1	社会福祉法人やまび こ会	令和2年 4月1日
生活介護				
生活介護	生活介護事業所おうみだい	長岡市王番田町2900番 地	社会福祉法人長岡福 祉協会	令和2年 4月1日
生活介護	障害福祉サービス事業所 や まやの里(通所)	村上市山屋746番地2	社会福祉法人阿賀北 福祉会	令和2年 4月1日
生活介護	あおの風	新発田市御幸町2丁目 1424番地1	社会福祉法人のぞみ の家福祉会	令和2年 4月1日
自立生活援助	相談支援事業所 ござ	阿賀野市北本町12番58 号	一般社団法人阿賀野 市会	令和2年 4月1日
自立生活援助	夕映えの郷	上越市大潟区犀潟410番 5	社会福祉法人上越頸 城福祉会	令和2年 4月1日
自立生活援助	障がい者自立生活援助事業所 エンゼルわたげ	十日町市春日町1丁目 17番地2	社会福祉法人妻有福 祉会	令和2年 4月1日
共同生活援助	グループホーム光風	阿賀野市寺社字藤堂甲 3848番地213	社会福祉法人七穂会	令和2年 4月1日
共同生活援助	あつた寮	見附市熱田町字新屋163 番地1	社会福祉法人栃尾福 祉会	令和2年 4月1日
共同生活援助	グループホームハウズルーエ	糸魚川市寺島3丁目6番 10号	カネヨ福祉株式会社	令和2年 4月1日
就労移行支援	きずな工房	三条市柳沢字柳沢田461 番地	社会福祉法人青空福 祉会	令和2年 4月1日
就労継続支援B 型				
就労継続支援B 型	はなの家	上越市大貫1丁目15番 14号	特定非営利活動法人 ささえ愛みんなの家	令和2年 4月1日
就労継続支援B 型	めだか販売店エンジョイ	新発田市中央町3丁目 5番2号	株式会社エンジョイ	令和2年 4月1日
就労継続支援B 型	CROSSWALK	村上市南町2丁目10-4	ノーティス株式会社	令和2年 4月1日
就労定着支援	障がい福祉サービス事業さく ら	三条市西本成寺1丁目 28番8号	社会福祉法人三条市 手をつなぐ育成会	令和2年 4月1日
就労定着支援	湯之谷工芸	魚沼市大沢605番地1	社会福祉法人魚沼更 生福祉会	令和2年 4月1日

## ◎新潟県告示第543号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和2年4月28日

新潟県知事 花 角 英 世

指定障害福祉 サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	廃止 年月日
居宅介護	社協南ヘルパーステー ションかがやき	佐渡市羽茂本郷550番地	社会福祉法人佐渡市社 会福祉協議会	令和2年 3月31日
重度訪問介護				
同行援護				
居宅介護	さわた訪問介護事業所	佐渡市河原田本町394番地	社会福祉法人佐渡市社 会福祉協議会	令和2年 3月31日
重度訪問介護				

同行援護				
居宅介護	社協西ヘルパーステーションゆうばえ	佐渡市相川羽田町57番地1	社会福祉法人佐渡市社会福祉協議会	令和2年3月31日
重度訪問介護				
同行援護				
居宅介護	社協東ヘルパーステーションほほえみ	佐渡市春日1150番地20	社会福祉法人佐渡市社会福祉協議会	令和2年3月31日
重度訪問介護				
同行援護				
行動援護	村上市社会福祉協議会ヘルパーステーションあさひ	村上市村小川29-3	社会福祉法人村上市社会福祉協議会	令和2年3月31日
就労移行支援	ピュアハウス	三条市飯田2561番地1	社会福祉法人ひめさゆり福祉会	令和2年3月31日
生活介護	スクラム	新発田市御幸町2-15-3	社会福祉法人のぞみの家福祉会	令和2年3月31日
就労移行支援	ともしび工房	三条市柳沢393番地	社会福祉法人青空福祉会	令和2年3月31日
居宅介護	ホームヘルパーステーションやすらぎ	三島郡出雲崎町船橋字縄手483番地1	社会福祉法人中越老人福祉協会	令和2年3月31日
重度訪問介護				
就労移行支援	ワークセンターおおすぎのさと	上越市浦川原虫川818番地	特定非営利活動法人大杉の里	令和2年3月31日
就労定着支援	ひろかみ工芸	魚沼市今泉412番地	社会福祉法人魚沼更生福祉会	令和2年3月31日
就労移行支援				
就労移行支援	デイワークス中之島	長岡市中之島329番地	特定非営利活動法人虹の家	令和2年3月31日
就労継続支援B型	みのわの里工房はくさん	長岡市来迎寺2223	社会福祉法人中越福祉会	令和2年3月31日
就労移行支援	アイエスエフネットライフ 三条事業所	三条市桜木町12-38ものづくり学校内213号室	株式会社アイエスエフネットライフ	令和2年3月31日

◎新潟県告示第544号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定による指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和2年4月28日

新潟県知事 花角 英世

障害児通所支援の種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
児童発達支援	スパークスタジオ県央	三条市神明町2番1-102	株式会社あさひコモンズ	令和2年4月1日
放課後等デイサービス				
放課後等デイサービス	つばめ療育館大曲分館	燕市大曲2448番地1	株式会社Noseつばめ療育館	令和2年4月1日
児童発達支援	キッズサポートすまいる	長岡市与板町与板乙2349番地6	株式会社K&a colza	令和2年4月1日
放課後等デイサービス				
放課後等デイサービス	放課後等デイサービス ピュアぴーす	長岡市青葉台5丁目22番地4	特定非営利活動法人ピュアはーと	令和2年4月1日
児童発達支援	まごころ学園児童発達支援センター	見附市田井町4476番地	新潟県中越福祉事務組合	令和2年4月1日

放課後等デイサービス	元気館障害者デイサービスセンター	柏崎市栄町18番26号	社会福祉法人柏崎刈羽ミニコロニー	令和2年4月1日
児童発達支援	はる step	村上市飯野三丁目9番30号	一般社団法人Natural	令和2年4月1日
放課後等デイサービス				
児童発達支援	ひまわり学園	新発田市住吉町1丁目7番6号	社会福祉法人のぞみの家福祉会	令和2年4月1日
放課後等デイサービス	放課後等デイサービスまた明日なおえつ	上越市春日新田1丁目22番34号	株式会社井手塾	令和2年4月1日
児童発達支援	はびねす長岡	長岡市古正寺3-92	オネストリィ株式会社	令和2年4月1日
放課後等デイサービス				
児童発達支援	ブロッサムジュニア 上越春日新田教室	上越市春日新田5丁目5-22	株式会社Certo	令和2年4月1日
放課後等デイサービス				
児童発達支援	ブロッサムジュニア 上越大手町教室	上越大手町6番地3	株式会社Certo	令和2年4月1日
放課後等デイサービス				

## ◎新潟県告示第545号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和2年4月28日

新潟県知事 花 角 英 世

障害児通所支援の種類	事業所の名称	所在地	事業者	廃止年月日
児童発達支援センター	新発田市立ひまわり学園	新発田市住吉町1-7-6	新発田市	令和2年3月31日
放課後等デイサービス	居多さくら工房	上越市五智6丁目5番23号	社会福祉法人さくら園	令和2年3月31日
放課後等デイサービス	Cサポ・キッズ	長岡市中島5丁目2-10	特定非営利活動法人Cサポート	令和2年3月31日
放課後等デイサービス	指定障がい児通所支援事業所 Cサポ・キッズfuture	長岡市大島本町3丁目1番40号 第8タカスハウス	特定非営利活動法人Cサポート	令和2年3月31日
児童発達支援	キッズ倶楽部	三条市興野2丁目16番27号	株式会社あさひコモンズ	令和2年3月31日
児童発達支援	こどもプラス長岡教室	長岡市大島新町3丁目1-6	株式会社花開	令和2年3月31日
放課後等デイサービス				
児童発達支援	こどもプラス長岡東教室	長岡市長町2丁目甲1647番地	株式会社花開	令和2年3月31日
放課後等デイサービス				
保育所等訪問支援	保育所等訪問支援事業所 成軌	長岡市長町2丁目甲1647番地	株式会社花開	令和2年3月31日
児童発達支援	虹色Levita	長岡市川崎3-2429	株式会社花開	令和2年

放課後等デイサービス			3月31日
------------	--	--	-------

◎新潟県告示第546号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第2項の規定により指定一般相談支援事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和2年4月28日

新潟県知事 花角 英世

障害児通所支援の種類	事業所の名称	所在地	事業者	廃止年月日
地域移行支援	地域生活支援センターサンスマイル	長岡市中沢町663番地1	社会福祉法人長岡福祉協会	令和2年3月31日
地域定着支援				

◎新潟県告示第547号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和2年4月28日

新潟県知事 花角 英世

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
村上市	1者	大須戸出新田1050番ほか19筆 1.4ha
関川村	2者	下関1862番ほか1筆 0.3ha
新発田市	84者	則清新田一本杉209番1ほか680筆 90.0ha
阿賀野市	20者	六野瀬扇田1045番1ほか184筆 18.1ha
胎内市	11者	菅田柳笠1227番ほか58筆 12.0ha
聖籠町	2者	道賀新田潟向1816番ほか1筆 1.1ha
新潟市	124者	北区内島見一番割1015番ほか1444筆 129.3ha
五泉市	2者	一本杉稲荷島3847番ほか14筆 1.3ha
三条市	20者	代官島大島境2375番ほか159筆 17.1ha
燕市	27者	又新焼野1237番ほか375筆 31.5ha
加茂市	17者	加茂稲荷面2661番ほか171筆 32.2ha
田上町	3者	田上蛇喰へい3098番ほか25筆 1.8ha
弥彦村	3者	麓村新田雁潟233番ほか4筆 0.4ha
長岡市	26者	高島町舞台92番ほか116筆 17.1ha
見附市	9者	新潟東町161番1ほか292筆 22.8ha
小千谷市	2者	高梨町北古川5219番1ほか12筆 3.7ha
出雲崎町	1者	大寺池小路27番ほか13筆 0.9ha
魚沼市	4者	岡新田上島212番ほか24筆 3.5ha
南魚沼市	1者	中川坊村38番1ほか17筆 2.3ha
十日町市	4者	中条沢入庚303番ほか55筆 6.3ha
上越市	25者	門田新田屋敷添135番ほか238筆 29.6ha
妙高市	5者	吉木乱橋781番ほか465筆 24.8ha
糸魚川市	6者	田屋狐岩924番1ほか83筆 8.2ha
佐渡市	52者	下久知城戸口2607番ほか874筆 148.2ha
合計	451者	5,348筆 603.9ha

2 認可年月日

令和2年4月27日

◎新潟県告示第548号



養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第7条第1項の規定により、ふ化業者を次のとおり登録した。

令和2年4月28日

新潟県知事 花角 英世

登録番号	登録年月日	登録の有効期限	住所及び氏名又は名称	ふ化場の住所地及び名称
新潟2第 2号	令和2年4 月25日	令和5年4月24 日	新発田市二ツ山804番地 有限会社 紫雲孵化場 代表取締役 岩村 忠輔	新発田市二ツ山字香郷沢804番地 有限会社 紫雲孵化場

#### ◎新潟県告示第549号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新潟市の新津郷土地改良区の定款の変更を令和2年4月20日認可した。

令和2年4月28日

新潟県新潟地域振興局長

#### ◎新潟県告示第550号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、長岡市の信濃川左岸土地改良区の定款の変更を令和2年4月20日認可した。

令和2年4月28日

新潟県長岡地域振興局長

#### ◎新潟県告示第551号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、南魚沼市の大和郷土地改良区の定款の変更を令和2年4月17日認可した。

令和2年4月28日

新潟県南魚沼地域振興局長

#### ◎新潟県告示第552号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、村上市の一部を受益地域とする県営高根川地区農業用排水施設整備（かんがい排水「集積型」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年4月28日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称  
県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間  
令和2年4月30日から令和2年6月1日まで

3 縦覧に供する場所  
村上市役所

4 その他

##### (1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

##### (2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

#### ◎新潟県告示第553号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、上越市の一部を受益地域とする県営石沢地区区画整理（経営体育成基盤整備「農地中間管理機構関連型」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年4月28日

新潟県知事 花 角 英 世

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和2年4月30日から令和2年6月1日まで

3 縦覧に供する場所

上越市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

#### ◎新潟県告示第554号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、上越市の一部を受益地域とする県営棚広地区農用地保全施設整備（ため池等整備「用排水施設整備」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年4月28日

新潟県知事 花 角 英 世

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和2年4月30日から令和2年6月1日まで

3 縦覧に供する場所

上越市役所及び牧区総合事務所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内

(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

---

◎新潟県告示第555号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、上越市の一部を受益地域とする県営島田地区区画整理(経営体育成基盤整備「面的集積型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年4月28日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和2年4月30日から令和2年6月1日まで

3 縦覧に供する場所

上越市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

---

◎新潟県告示第556号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、上越市の一部を受益地域とする県営東潟地区区画整理(経営体育成基盤整備「面的集積型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年4月28日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

## 2 縦覧に供する期間

令和2年4月30日から令和2年6月1日まで

## 3 縦覧に供する場所

上越市役所、大潟区総合事務所及び吉川区総合事務所

## 4 その他

## (1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

## (2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

## ◎新潟県告示第557号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、糸魚川市の一部を受益地域とする県営あわら地区区画整理・農用地改良保全(経営体育成基盤整備「一般型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年4月28日

新潟県知事 花 角 英 世

## 1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

## 2 縦覧に供する期間

令和2年4月30日から令和2年6月1日まで

## 3 縦覧に供する場所

糸魚川市役所

## 4 その他

## (1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

## (2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

## ◎新潟県告示第558号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、糸魚川市の一部を受益地域とする県営向田地区区画整理・農道整備・農業用排水施設整備(農地環境整備)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年4月28日

新潟県知事 花 角 英 世

1 縦覧に供する書類の名称  
県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間  
令和2年4月30日から令和2年6月1日まで

3 縦覧に供する場所  
糸魚川市役所

4 その他

## (1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

## (2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

## ◎新潟県告示第559号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、佐渡市の一部を受益地域とする県営水津地区農用地保全施設整備(ため池等整備「地震・豪雨対策型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年4月28日

新潟県知事 花 角 英 世

1 縦覧に供する書類の名称  
県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間  
令和2年4月30日から令和2年6月1日まで

3 縦覧に供する場所  
佐渡市役所

4 その他

## (1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

## (2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知

った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第560号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の3第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

令和2年4月28日

新潟県長岡地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	完了年月日
長岡市 三島郡北部土地改良区	木島	農業用排水施設整備(県単農業 農村整備「かんがい排水」)事業	令和2年3月10日

◎新潟県告示第561号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年4月28日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 基本測量(電子国土基本図(地図情報) 修正)  
基本測量(国土広域情報 修正)
- 2 作業期間 平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 3 作業地域 新潟県内全域

◎新潟県告示第562号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、長岡地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年4月28日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業期間 令和2年4月15日から令和2年12月27日まで
- 3 作業地域 小千谷市大字塩殿 地内

◎新潟県告示第563号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年4月28日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業期間 令和2年6月1日から令和3年3月31日まで
- 3 作業地域 新潟県全域

◎新潟県告示第564号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年4月28日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 雷土新田浦佐線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
南魚沼市茗荷沢1422番4から	新	11.5～19.0メートル	553.1メートル
魚沼市十日町字八色原1689番3まで	旧	7.3～17.7メートル	553.0メートル

## ◎新潟県告示第565号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年4月28日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 雷土新田浦佐線
- 2 供用開始の区間  
南魚沼市茗荷沢1422番4から魚沼市十日町字八色原1689番3まで
- 3 供用開始の期日 令和2年4月28日

## ◎新潟県告示第566号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年4月28日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中深見越後田沢停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
十日町市田代字五郎平丙689番7から	新	7.4～16.0メートル	133.8メートル
同市田代字五郎平丙670番1まで	旧	7.4～15.4メートル	134.2メートル

## ◎新潟県告示第567号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年4月28日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 中深見越後田沢停車場線
- 2 供用開始の区間  
十日町市田代字五郎平丙689番7から同市田代字五郎平丙670番1まで
- 3 供用開始の期日 令和2年4月28日

## 病院局公告

## 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、防災カーテン賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和2年4月28日

新潟県立中央病院長 長谷川 正樹

## 1 入札に付する事項

## (1) 件名及び数量

防災カーテン賃貸借 一式

## (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

## (3) 履行期間

令和2年6月29日から令和7年6月28日まで

## (4) 納入場所

新潟県立中央病院

## (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(6) 一般財団法人医療関連サービス振興会から医療関連サービスマークの認定を受けた洗濯工場を有する者であること。

(7) 200床以上の病床数を有する病院において、当該業務を平成29年1月1日以降、12ヶ月以上継続して行った実績を有することを証明した者であること。

(8) 本入札に係る入札説明書の交付を受けていること。

## 3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 943-0192

新潟県上越市新南町205番地

新潟県立中央病院経営課経営係

電話番号 025-522-7711 内線2329

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和2年6月1日（月）午後5時00分

## 4 入札、開札の日時及び場所

令和2年6月8日（月）午前10時00分

新潟県立中央病院 講堂1

## 5 その他



- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
契約希望金額を契約月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第196条第3項第1号に該当する場合は免除する。
- (3) 契約保証金  
契約金額を契約月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号に該当する場合は、免除する。
- (4) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。  
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (5) 入札の無効  
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 暴力団等の排除  
ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）  
イ 契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者へ通報報告を行うこと。
- (8) 落札者の決定方法  
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (9) 契約の停止等  
当該調達に関し、苦情申し立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
- (10) その他  
詳細は入札説明書による。

## 6 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:  
Flameproof curtain lease [1]set
- (2) bid submission:  
10:00A.M. June 8, 2020
- (3) For more information, please contact the following division in Japanese:  
Management Division,  
Department of Administration,  
Niigata Prefectural Central Hospital  
\*address:  
205 Shinnan-cho, Joetsu-City, Niigata  
〒943-0192  
JAPAN  
TEL 025-522-7711 Ext. 2329

## 監査委員公表

### 監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和2年4月28日

新潟県監査委員	栗	山	和	廣
新潟県監査委員	小	林	一	大
新潟県監査委員	高	倉		栄
新潟県監査委員	岡		俊	幸

普通会計  
(総務管理部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
自治研修所	令和2年2月27日	平成30年度	平成31年1月1日から 平成31年3月31日まで	適正と認めた。
		令和元年度	平成31年4月1日から 令和元年12月31日まで	同 上

## (県民生活・環境部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
歴史博物館	令和2年1月7日	平成30年度	平成30年11月1日から 平成31年3月31日まで	適正と認めた。
		令和元年度	平成31年4月1日から 令和元年10月31日まで	同 上

## (福祉保健部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
保健環境科学研究所	令和2年2月5日	平成30年度	平成30年11月1日から 平成31年3月31日まで	適正と認めた。
		令和元年度	平成31年4月1日から 令和元年10月31日まで	同 上
長岡食肉衛生検査センター	令和2年1月14日	平成30年度	平成31年2月1日から 平成31年3月31日まで	同 上
		令和元年度	平成31年4月1日から 令和元年9月30日まで	同 上
精神保健福祉センター	令和2年2月26日	平成30年度	平成31年1月1日から 平成31年3月31日まで	同 上
		令和元年度	平成31年4月1日から 令和元年12月31日まで	同 上
コロニーにいがた白岩の里	令和2年1月29日	平成30年度	平成30年12月1日から 平成31年3月31日まで	同 上
		令和元年度	平成31年4月1日から 令和元年11月30日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項
新潟学園	令和2年2月6日	平成30年度	平成30年12月1日から 平成31年3月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項
		令和元年度	平成31年4月1日から 令和元年11月30日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項

## (産業労働観光部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
計量検定所	令和2年2月21日	平成30年度	平成30年12月1日から 平成31年3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
		令和元年度	平成31年4月1日から 令和元年11月30日まで	適正と認めた。

工業技術総合研究所中央技術支援センター	令和2年3月4日	平成30年度	平成30年12月1日から 平成31年3月31日まで	適正と認めた。
		令和元年度	平成31年4月1日から 令和元年12月31日まで	同 上
工業技術総合研究所中越技術支援センター	令和2年1月16日	平成30年度	平成30年11月1日から 平成31年3月31日まで	同 上
		令和元年度	平成31年4月1日から 令和元年10月31日まで	同 上
工業技術総合研究所上越技術支援センター	令和元年12月23日	平成30年度	平成31年1月1日から 平成31年3月31日まで	同 上
		令和元年度	平成31年4月1日から 令和元年9月30日まで	同 上
新潟テクノスクール	令和2年1月24日	平成30年度	平成30年12月1日から 平成31年3月31日まで	同 上
		令和元年度	平成31年4月1日から 令和元年10月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項 個人情報の取扱いに関する事項
上越テクノスクール	令和2年1月16日	平成30年度	平成30年11月1日から 平成31年3月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項
		令和元年度	平成31年4月1日から 令和元年10月31日まで	適正と認めた。

(農林水産部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
農業総合研究所園芸研究センター	令和2年1月17日	平成30年度	平成30年10月1日から 平成31年3月31日まで	適正と認めた。
		令和元年度	平成31年4月1日から 令和元年10月31日まで	同 上
農業総合研究所畜産研究センター	令和2年3月12日	平成30年度	平成30年11月1日から 平成31年3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
		令和元年度	平成31年4月1日から 令和元年10月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
農業総合研究所食品研究センター	令和2年3月12日	平成30年度	平成31年1月1日から 平成31年3月31日まで	適正と認めた。
		令和元年度	平成31年4月1日から 令和元年12月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
農業総合研究所高冷地農業技術センター	令和2年3月10日	平成30年度	平成31年3月1日から 平成31年3月31日まで	適正と認めた。
		令和元年度	平成31年4月1日から 令和2年1月31日まで	同 上
農業総合研究所中山間地農業技術センター	令和元年12月18日	平成30年度	平成30年12月1日から 平成31年3月31日まで	同 上
		令和元年度	平成31年4月1日から 令和元年9月30日まで	同 上
農業総合研究所佐渡農業技術センター	令和2年2月10日	平成30年度	平成31年1月1日から 平成31年3月31日まで	同 上
		令和元年度	平成31年4月1日から 令和元年12月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項

農業大学校	令和2年1月30日	平成30年度	平成30年11月1日から 平成31年3月31日まで	適正と認めた。
		令和元年度	平成31年4月1日から 令和元年10月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
中央家畜保健衛生所	令和2年3月11日	平成30年度	平成30年12月1日から 平成31年3月31日まで	適正と認めた。
		令和元年度	平成31年4月1日から 令和元年12月31日まで	同 上
中央家畜保健衛生所佐渡支所	令和2年3月10日	平成30年度	平成31年1月1日から 平成31年3月31日まで	同 上
		令和元年度	平成31年4月1日から 令和元年12月31日まで	同 上
下越家畜保健衛生所	令和2年3月10日	平成30年度	平成30年12月1日から 平成31年3月31日まで	同 上
		令和元年度	平成31年4月1日から 令和元年11月30日まで	同 上
中越家畜保健衛生所	令和元年12月20日	平成30年度	平成31年1月1日から 平成31年3月31日まで	同 上
		令和元年度	平成31年4月1日から 令和元年9月30日まで	同 上
上越家畜保健衛生所	令和元年12月23日	平成30年度	平成31年2月1日から 平成31年3月31日まで	同 上
		令和元年度	平成31年4月1日から 令和元年10月31日まで	同 上
水産海洋研究所	令和2年3月12日	平成30年度	平成31年1月1日から 平成31年3月31日まで	同 上
		令和元年度	平成31年4月1日から 令和元年12月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項 契約及び履行確認に関する事項 交通事故に関する事項
水産海洋研究所佐渡水産技術センター	令和2年3月12日	平成30年度	平成30年11月1日から 平成31年3月31日まで	適正と認めた。
		令和元年度	平成31年4月1日から 令和元年12月31日まで	同 上
内水面水産試験場	令和2年1月14日	平成30年度	平成31年2月1日から 平成31年3月31日まで	同 上
		令和元年度	平成31年4月1日から 令和元年10月31日まで	同 上
森林研究所	令和2年1月15日	平成30年度	平成31年2月1日から 平成31年3月31日まで	同 上
		令和元年度	平成31年4月1日から 令和元年10月31日まで	同 上

(村上地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
企画振興部	令和2年1月17日	平成30年度	平成30年12月1日から 平成31年3月31日まで	適正と認めた。
		令和元年度	平成31年4月1日から 令和元年10月31日まで	(注意事項) 県有財産の管理に関する事項

健康福祉部	令和元年12月23日	平成30年度	平成30年11月1日から 平成31年3月31日まで	適正と認めた。
		令和元年度	平成31年4月1日から 令和元年10月31日まで	同 上

(新発田地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
企画振興部	令和2年2月5日	平成30年度	平成31年1月1日から 平成31年3月31日まで	適正と認めた。
		令和元年度	平成31年4月1日から 令和元年11月30日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
県税部	令和2年2月5日	平成30年度	平成31年1月1日から 平成31年3月31日まで	適正と認めた。
		令和元年度	平成31年4月1日から 令和元年11月30日まで	同 上

(新潟地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
健康福祉部	令和2年3月5日	平成30年度	平成31年1月1日から 平成31年3月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項
		令和元年度	平成31年4月1日から 令和元年12月31日まで	適正と認めた。

(三条地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
健康福祉環境部	令和2年2月28日	平成30年度	平成30年12月1日から 平成31年3月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項
		令和元年度	平成31年4月1日から 令和元年11月30日まで	(指摘事項) 生活保護費徴収金収入(生活保護法第78条)について、令和元年11月30日現在、過年度調定分124件10,517,752円が未納となっていた。 件数、金額とも増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努められたい。 (注意事項) 歳入の収納に関する事項

(魚沼地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
企画振興部	令和元年12月18日	平成30年度	平成31年1月1日から 平成31年3月31日まで	適正と認めた。
		令和元年度	平成31年4月1日から 令和元年9月30日まで	同 上
健康福祉部	令和2年1月10日	平成30年度	平成30年11月1日から 平成31年3月31日まで	同 上
		令和元年度	平成31年4月1日から 令和元年10月31日まで	同 上

(南魚沼地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
企画振興部	令和元年12月23日	平成30年度	平成30年11月1日から平成31年3月31日まで	適正と認めた。
		令和元年度	平成31年4月1日から令和元年9月30日まで	同 上
県税部	令和元年12月23日	平成30年度	平成30年11月1日から平成31年3月31日まで	同 上
		令和元年度	平成31年4月1日から令和元年9月30日まで	同 上
健康福祉環境部	令和2年1月15日	平成30年度	平成30年11月1日から平成31年3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
		令和元年度	平成31年4月1日から令和元年10月31日まで	(指摘事項) 特定医療費(指定難病)の受給者証について、誤って2名分を入れ違えて郵送したものがあつた。また、脳卒中調査票について、誤って別の医療機関に郵送したものがあつた。 平成30年度において母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の返済に係る催告状についての誤送付が発生したにもかかわらず、令和元年度に同様の事故が発生した。 個人情報の取扱いに留意し、再発防止の徹底に努められたい。  (注意事項) 歳入の収納に関する事項

(十日町地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
企画振興部	令和2年1月27日	平成30年度	平成30年12月1日から平成31年3月31日まで	適正と認めた。
		令和元年度	平成31年4月1日から令和元年10月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項 契約及び履行確認に関する事項
健康福祉部	令和2年1月10日	平成30年度	平成30年11月1日から平成31年3月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項 物品の管理に関する事項 交通事故に関する事項
		令和元年度	平成31年4月1日から令和元年10月31日まで	適正と認めた。

(糸魚川地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
企画振興部	令和2年2月17日	平成30年度	平成30年12月1日から平成31年3月31日まで	適正と認めた。
		令和元年度	平成31年4月1日から令和元年12月31日まで	同 上
健康福祉部	令和2年3月3日	平成30年度	平成31年1月1日から平成31年3月31日まで	同 上
		令和元年度	平成31年4月1日から令和元年12月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項

(教育庁)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
下越教育事務所	令和2年2月19日	平成30年度	平成30年12月1日から平成31年3月31日まで	適正と認めた。
		令和元年度	平成31年4月1日から令和元年11月30日まで	同 上
教育センター	令和2年1月31日	平成30年度	平成30年12月1日から平成31年3月31日まで	同 上
		令和元年度	平成31年4月1日から令和元年11月30日まで	同 上
県立図書館	令和2年2月14日	平成30年度	平成30年12月1日から平成31年3月31日まで	同 上
		令和元年度	平成31年4月1日から令和元年11月30日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
青少年研修センター	令和2年1月6日	平成30年度	平成30年10月1日から平成31年3月31日まで	適正と認めた。
少年自然の家	令和2年1月6日	平成30年度	平成30年10月1日から平成31年3月31日まで	同 上
		令和元年度	平成31年4月1日から令和元年10月31日まで	同 上
近代美術館	令和2年1月31日	平成30年度	平成30年12月1日から平成31年3月31日まで	同 上
		令和元年度	平成31年4月1日から令和元年11月30日まで	同 上
文書館	令和2年2月14日	平成30年度	平成30年12月1日から平成31年3月31日まで	同 上
		令和元年度	平成31年4月1日から令和元年11月30日まで	同 上
阿賀黎明中学校	令和2年2月17日	平成30年度	平成30年10月1日から平成31年3月31日まで	同 上
		令和元年度	平成31年4月1日から令和元年10月31日まで	同 上
新潟高等学校	令和2年2月21日	平成30年度	平成30年12月1日から平成31年3月31日まで	同 上
		令和元年度	平成31年4月1日から令和元年11月30日まで	同 上
新潟中央高等学校	令和2年2月4日	平成30年度	平成30年12月1日から平成31年3月31日まで	同 上
		令和元年度	平成31年4月1日から令和元年11月30日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
新潟南高等学校	令和2年1月9日	平成30年度	平成30年10月1日から平成31年3月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項
		令和元年度	平成31年4月1日から令和元年10月31日まで	適正と認めた。
新潟江南高等学校	令和2年2月3日	平成30年度	平成30年12月1日から平成31年3月31日まで	同 上
		令和元年度	平成31年4月1日から令和元年11月30日まで	同 上



新潟西高等学校	令和2年2月21日	平成30年度	平成30年12月1日から 平成31年3月31日まで	適正と認めた。
		令和元年度	平成31年4月1日から 令和元年11月30日まで	同 上
新潟東高等学校	令和2年2月4日	平成30年度	平成30年12月1日から 平成31年3月31日まで	同 上
		令和元年度	平成31年4月1日から 令和元年11月30日まで	同 上
新潟北高等学校	令和2年2月5日	平成30年度	平成30年10月1日から 平成31年3月31日まで	同 上
		令和元年度	平成31年4月1日から 令和元年10月31日まで	(注意事項) 徴収金会計に関する事項
新潟工業高等学校	令和2年3月3日	平成30年度	平成30年12月1日から 平成31年3月31日まで	適正と認めた。
		令和元年度	平成31年4月1日から 令和元年12月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項
新潟商業高等学校	令和2年2月4日	平成30年度	平成30年12月1日から 平成31年3月31日まで	適正と認めた。
		令和元年度	平成31年4月1日から 令和元年11月30日まで	同 上
新潟向陽高等学校	令和2年1月24日	平成30年度	平成30年10月1日から 平成31年3月31日まで	(注意事項) 個人情報の取扱いに関する事項 徴収金会計に関する事項
		令和元年度	平成31年4月1日から 令和元年10月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項
巻高等学校	令和2年1月31日	平成30年度	平成30年12月1日から 平成31年3月31日まで	適正と認めた。
		令和元年度	平成31年4月1日から 令和元年11月30日まで	同 上
巻総合高等学校	令和2年2月10日	平成30年度	平成30年12月1日から 平成31年3月31日まで	同 上
		令和元年度	平成31年4月1日から 令和元年11月30日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項
豊栄高等学校	令和2年2月6日	平成30年度	平成30年12月1日から 平成31年3月31日まで	適正と認めた。
		令和元年度	平成31年4月1日から 令和元年11月30日まで	(注意事項) 個人情報の取扱いに関する事項
新津高等学校	令和2年1月6日	平成30年度	平成30年10月1日から 平成31年3月31日まで	適正と認めた。
		令和元年度	平成31年4月1日から 令和元年10月31日まで	同 上
白根高等学校	令和2年2月10日	平成30年度	平成30年12月1日から 平成31年3月31日まで	同 上
		令和元年度	平成31年4月1日から 令和元年11月30日まで	同 上
五泉高等学校	令和2年3月10日	平成30年度	平成30年11月1日から 平成31年3月31日まで	同 上
		令和元年度	平成31年4月1日から 令和元年10月31日まで	同 上

村松高等学校	令和2年1月16日	平成30年度	平成30年11月1日から 平成31年3月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項
		令和元年度	平成31年4月1日から 令和元年10月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項 物品の管理に関する事項
阿賀黎明高等学校	令和2年2月17日	平成30年度	平成30年10月1日から 平成31年3月31日まで	適正と認めた。
		令和元年度	平成31年4月1日から 令和元年10月31日まで	同 上
新発田高等学校	令和2年3月12日	平成30年度	平成30年12月1日から 平成31年3月31日まで	同 上
		令和元年度	平成31年4月1日から 令和元年11月30日まで	同 上
新発田南高等学校	令和2年3月10日	平成30年度	平成30年12月1日から 平成31年3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項 徴収金会計に関する事項
		令和元年度	平成31年4月1日から 令和元年11月30日まで	適正と認めた。
新発田農業高等学校	令和2年2月3日	平成30年度	平成30年12月1日から 平成31年3月31日まで	(注意事項) 徴収金会計に関する事項 個人情報の取扱いに関する事項
		令和元年度	平成31年4月1日から 令和元年11月30日まで	適正と認めた。
新発田商業高等学校	令和2年3月12日	平成30年度	平成30年12月1日から 平成31年3月31日まで	同 上
		令和元年度	平成31年4月1日から 令和元年11月30日まで	同 上
村上高等学校	令和元年12月26日	平成30年度	平成30年10月1日から 平成31年3月31日まで	同 上
		令和元年度	平成31年4月1日から 令和元年10月31日まで	同 上
村上桜ヶ丘高等学校	令和2年1月7日	平成30年度	平成30年11月1日から 平成31年3月31日まで	同 上
		令和元年度	平成31年4月1日から 令和元年10月31日まで	同 上
荒川高等学校	令和元年12月23日	平成30年度	平成30年11月1日から 平成31年3月31日まで	同 上
		令和元年度	平成31年4月1日から 令和元年9月30日まで	同 上
中条高等学校	令和2年1月7日	平成30年度	平成30年11月1日から 平成31年3月31日まで	同 上
		令和元年度	平成31年4月1日から 令和元年10月31日まで	同 上
阿賀野高等学校	令和元年12月25日	平成30年度	平成30年12月1日から 平成31年3月31日まで	同 上
		令和元年度	平成31年4月1日から 令和元年10月31日まで	同 上
長岡高等学校	令和2年1月9日	平成30年度	平成30年11月1日から 平成31年3月31日まで	同 上
		令和元年度	平成31年4月1日から 令和元年10月31日まで	同 上

長岡大手高等学校	令和元年12月25日	平成30年度	平成30年11月1日から 平成31年3月31日まで	適正と認めた。
		令和元年度	平成31年4月1日から 令和元年10月31日まで	同 上
長岡向陵高等学校	令和2年1月16日	平成30年度	平成30年11月1日から 平成31年3月31日まで	同 上
		令和元年度	平成31年4月1日から 令和元年10月31日まで	同 上
長岡明德高等学校	令和2年1月8日	平成30年度	平成30年11月1日から 平成31年3月31日まで	同 上
		令和元年度	平成31年4月1日から 令和元年10月31日まで	(指摘事項) 就学支援金の支給に関する連絡書類について、 誤って他者にファックス送信したものがあった。 平成30年度において職員の不注意による個人情報 の流出事故が発生したにもかかわらず、今年度 においても同様の事故が発生した。 個人情報の取扱いに留意し、再発防止の徹底に 努められたい。
長岡農業高等学校	令和2年1月7日	平成30年度	平成30年11月1日から 平成31年3月31日まで	適正と認めた。
		令和元年度	平成31年4月1日から 令和元年10月31日まで	同 上
長岡工業高等学校	令和2年1月7日	平成30年度	平成30年10月1日から 平成31年3月31日まで	同 上
		令和元年度	平成31年4月1日から 令和元年10月31日まで	同 上
長岡商業高等学校	令和2年1月14日	平成30年度	平成30年12月1日から 平成31年3月31日まで	(注意事項) 収入事務手続に関する事項
		令和元年度	平成31年4月1日から 令和元年10月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項
正徳館高等学校	令和2年2月19日	平成30年度	平成30年12月1日から 平成31年3月31日まで	適正と認めた。
		令和元年度	平成31年4月1日から 令和元年12月31日まで	同 上
栃尾高等学校	令和2年2月7日	平成30年度	平成30年10月1日から 平成31年3月31日まで	同 上
		令和元年度	平成31年4月1日から 令和元年10月31日まで	同 上
見附高等学校	令和2年2月28日	平成30年度	平成30年12月1日から 平成31年3月31日まで	同 上
		令和元年度	平成31年4月1日から 令和元年12月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
三条高等学校	令和2年1月28日	平成30年度	平成30年11月1日から 平成31年3月31日まで	適正と認めた。
		令和元年度	平成31年4月1日から 令和元年10月31日まで	同 上
新潟県央工業高等学校	令和2年1月30日	平成30年度	平成30年11月1日から 平成31年3月31日まで	(注意事項) 徴収金会計に関する事項
		令和元年度	平成31年4月1日から 令和元年10月31日まで	(注意事項) 徴収金会計に関する事項
三条商業高等学校	令和2年2月14日	平成30年度	平成30年12月1日から 平成31年3月31日まで	適正と認めた。
		令和元年度	平成31年4月1日から 令和元年11月30日まで	同 上

吉田高等学校	令和2年1月23日	平成30年度	平成30年11月1日から 平成31年3月31日まで	(注意事項) 徴収金会計に関する事項
		令和元年度	平成31年4月1日から 令和元年10月31日まで	適正と認めた。
分水高等学校	令和2年2月10日	平成30年度	平成30年12月1日から 平成31年3月31日まで	同 上
		令和元年度	平成31年4月1日から 令和元年11月30日まで	同 上
加茂農林高等学校	令和2年1月28日	平成30年度	平成30年11月1日から 平成31年3月31日まで	(注意事項) 徴収金会計に関する事項
		令和元年度	平成31年4月1日から 令和元年10月31日まで	(注意事項) 徴収金会計に関する事項
小千谷高等学校	令和2年1月23日	平成30年度	平成30年12月1日から 平成31年3月31日まで	(指摘事項) 学校徴収金(生徒会費)の一部について、出納 責任者(事務長)が管理していない教務室の金庫 に1年以上現金として保管されていた。また、学 期末の収支状況確認及び決算の監査が不十分で あった。 新潟県立学校徴収金会計取扱要綱に基づいた 事務手続を行われたい。
		令和元年度	平成31年4月1日から 令和元年10月31日まで	適正と認めた。
小千谷西高等学校	令和2年1月10日	平成30年度	平成30年11月1日から 平成31年3月31日まで	(注意事項) 個人情報の取扱いに関する事項
		令和元年度	平成31年4月1日から 令和元年10月31日まで	適正と認めた。
堀之内高等学校	令和2年1月17日	平成30年度	平成30年10月1日から 平成31年3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項 徴収金会計に関する事項
		令和元年度	平成31年4月1日から 令和元年10月31日まで	適正と認めた。
小出高等学校	令和2年1月14日	平成30年度	平成30年12月1日から 平成31年3月31日まで	同 上
		令和元年度	平成31年4月1日から 令和元年10月31日まで	同 上
六日町高等学校	令和2年3月12日	平成30年度	平成30年11月1日から 平成31年3月31日まで	同 上
		令和元年度	平成31年4月1日から 令和元年10月31日まで	同 上
八海高等学校	令和元年12月20日	平成30年度	平成30年12月1日から 平成31年3月31日まで	同 上
		令和元年度	平成31年4月1日から 令和元年9月30日まで	(注意事項) 徴収金会計に関する事項
塩沢商工高等学校	令和2年1月15日	平成30年度	平成30年11月1日から 平成31年3月31日まで	適正と認めた。
		令和元年度	平成31年4月1日から 令和元年10月31日まで	同 上
十日町高等学校	令和2年3月10日	平成30年度	平成30年11月1日から 平成31年3月31日まで	同 上
		令和元年度	平成31年4月1日から 令和元年10月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
十日町総合高等学校	令和2年3月10日	平成30年度	平成30年12月1日から 平成31年3月31日まで	(注意事項) 徴収金会計に関する事項
		令和元年度	平成31年4月1日から 令和元年10月31日まで	(注意事項) 徴収金会計に関する事項

松代高等学校	令和元年12月26日	平成30年度	平成30年11月1日から 平成31年3月31日まで	(注意事項) 徴収金会計に関する事項
		令和元年度	平成31年4月1日から 令和元年10月31日まで	(注意事項) 業務管理に関する事項
柏崎常盤高等学校	令和2年2月6日	平成30年度	平成30年12月1日から 平成31年3月31日まで	適正と認めた。
		令和元年度	平成31年4月1日から 令和元年11月30日まで	同 上
柏崎工業高等学校	令和2年2月4日	平成30年度	平成30年10月1日から 平成31年3月31日まで	同 上
		令和元年度	平成31年4月1日から 令和元年11月30日まで	(注意事項) 徴収金会計に関する事項
出雲崎高等学校	令和2年3月4日	平成30年度	平成30年12月1日から 平成31年3月31日まで	適正と認めた。
		令和元年度	平成31年4月1日から 令和元年11月30日まで	同 上
高田高等学校	令和2年1月20日	平成30年度	平成30年12月1日から 平成31年3月31日まで	同 上
		令和元年度	平成31年4月1日から 令和元年10月31日まで	同 上
高田北城高等学校	令和2年1月10日	平成30年度	平成30年11月1日から 平成31年3月31日まで	同 上
		令和元年度	平成31年4月1日から 令和元年10月31日まで	同 上
高田南城高等学校	令和2年1月7日	平成30年度	平成30年12月1日から 平成31年3月31日まで	同 上
		令和元年度	平成31年4月1日から 令和元年10月31日まで	同 上
高田農業高等学校	令和2年2月6日	平成30年度	平成30年11月1日から 平成31年3月31日まで	同 上
		令和元年度	平成31年4月1日から 令和元年11月30日まで	同 上
上越総合技術高等学校	令和2年1月23日	平成30年度	平成30年11月1日から 平成31年3月31日まで	同 上
		令和元年度	平成31年4月1日から 令和元年11月30日まで	(注意事項) 徴収金会計に関する事項
高田商業高等学校	令和2年1月10日	平成30年度	平成30年11月1日から 平成31年3月31日まで	(注意事項) 収入事務手続に関する事項
		令和元年度	平成31年4月1日から 令和元年10月31日まで	(注意事項) 収入事務手続に関する事項 徴収金会計に関する事項
久比岐高等学校	令和2年1月21日	平成30年度	平成30年12月1日から 平成31年3月31日まで	適正と認めた。
		令和元年度	平成31年4月1日から 令和元年10月31日まで	同 上
有恒高等学校	令和2年1月20日	平成30年度	平成30年11月1日から 平成31年3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項 徴収金会計に関する事項
		令和元年度	平成31年4月1日から 令和元年10月31日まで	適正と認めた。
新井高等学校	令和2年2月3日	平成30年度	平成30年11月1日から 平成31年3月31日まで	同 上
		令和元年度	平成31年4月1日から 令和元年11月30日まで	(注意事項) 個人情報の取扱いに関する事項

糸魚川高等学校	令和2年3月10日	平成30年度	平成30年12月1日から平成31年3月31日まで	適正と認めた。
		令和元年度	平成31年4月1日から令和元年11月30日まで	同 上
糸魚川白嶺高等学校	令和2年1月21日	平成30年度	平成30年12月1日から平成31年3月31日まで	(注意事項) 徴収金会計に関する事項
		令和元年度	平成31年4月1日から令和元年10月31日まで	適正と認めた。
海洋高等学校	令和2年1月31日	平成30年度	平成30年12月1日から平成31年3月31日まで	同 上
		令和元年度	平成31年4月1日から令和元年11月30日まで	同 上
羽茂高等学校	令和2年3月12日	平成30年度	平成30年11月1日から平成31年3月31日まで	同 上
		令和元年度	平成31年4月1日から令和元年12月31日まで	同 上
村上中等教育学校	令和2年1月15日	平成30年度	平成30年11月1日から平成31年3月31日まで	同 上
		令和元年度	平成31年4月1日から令和元年10月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項
柏崎翔洋中等教育学校	令和2年2月28日	平成30年度	平成31年1月1日から平成31年3月31日まで	適正と認めた。
		令和元年度	平成31年4月1日から令和元年12月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項 個人情報の取扱いに関する事項
燕中等教育学校	令和2年3月4日	平成30年度	平成30年12月1日から平成31年3月31日まで	適正と認めた。
		令和元年度	平成31年4月1日から令和元年11月30日まで	同 上
津南中等教育学校	令和元年12月23日	平成30年度	平成31年1月1日から平成31年3月31日まで	同 上
		令和元年度	平成31年4月1日から令和元年9月30日まで	同 上
直江津中等教育学校	令和2年1月23日	平成30年度	平成31年1月1日から平成31年3月31日まで	同 上
		令和元年度	平成31年4月1日から令和元年10月31日まで	同 上
佐渡中等教育学校	令和2年3月4日	平成30年度	平成31年1月1日から平成31年3月31日まで	(注意事項) 過誤払いに関する事項
		令和元年度	平成31年4月1日から令和元年12月31日まで	(注意事項) 過誤払いに関する事項
新潟盲学校	令和2年2月19日	平成30年度	平成30年12月1日から平成31年3月31日まで	適正と認めた。
		令和元年度	平成31年4月1日から令和元年11月30日まで	同 上
新潟聾学校	令和2年2月28日	平成30年度	平成30年12月1日から平成31年3月31日まで	同 上
		令和元年度	平成31年4月1日から令和元年11月30日まで	(指摘事項) 地下タンク高精度液面計設置工事について、100万円を超える契約にもかかわらず、工事請負請書を受理し、契約書を作成していなかった。 また、事前に支出負担行為の決定をすべきところ、見積合わせ後に支出負担行為の決定を行っていた。 財務規則に基づいた事務手続を行われたい。

長岡聾学校	令和2年3月12日	平成30年度	平成30年11月1日から平成31年3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
		令和元年度	平成31年4月1日から令和元年11月30日まで	適正と認めた。
西蒲高等特別支援学校	令和2年2月27日	平成30年度	平成30年12月1日から平成31年3月31日まで	同 上
		令和元年度	平成31年4月1日から令和元年11月30日まで	(注意事項) 徴収金会計に関する事項
川西高等特別支援学校	令和2年2月14日	平成30年度	平成30年11月1日から平成31年3月31日まで	適正と認めた。
		令和元年度	平成31年4月1日から令和元年11月30日まで	同 上
吉川高等特別支援学校	令和2年1月31日	平成30年度	平成30年11月1日から平成31年3月31日まで	同 上
		令和元年度	平成31年4月1日から令和元年11月30日まで	同 上
新発田竹俣特別支援学校	令和2年2月7日	平成30年度	平成30年11月1日から平成31年3月31日まで	同 上
		令和元年度	平成31年4月1日から令和元年11月30日まで	同 上
駒林特別支援学校	令和2年2月6日	平成30年度	平成30年11月1日から平成31年3月31日まで	同 上
		令和元年度	平成31年4月1日から令和元年11月30日まで	(注意事項) 徴収金会計に関する事項
月ヶ岡特別支援学校	令和2年2月13日	平成30年度	平成30年12月1日から平成31年3月31日まで	適正と認めた。
		令和元年度	平成31年4月1日から令和元年11月30日まで	同 上
小出特別支援学校	令和2年1月21日	平成30年度	平成30年10月1日から平成31年3月31日まで	同 上
		令和元年度	平成31年4月1日から令和元年10月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
高田特別支援学校	令和2年1月21日	平成30年度	平成31年1月1日から平成31年3月31日まで	適正と認めた。
		令和元年度	平成31年4月1日から令和元年10月31日まで	同 上
佐渡特別支援学校	令和2年2月28日	平成30年度	平成30年12月1日から平成31年3月31日まで	同 上
		令和元年度	平成31年4月1日から令和元年11月30日まで	同 上
上越特別支援学校	令和2年1月23日	平成30年度	平成30年11月1日から平成31年3月31日まで	同 上
		令和元年度	平成31年4月1日から令和元年11月30日まで	同 上
新潟県立幼稚園	令和2年2月5日	平成30年度	平成30年10月1日から平成31年3月31日まで	同 上
		令和元年度	平成31年4月1日から令和元年10月31日まで	(注意事項) 徴収金会計に関する事項

(警察本部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
新潟中央警察署	令和2年2月28日	平成30年度	平成31年1月1日から平成31年3月31日まで	適正と認めた。
		令和元年度	平成31年4月1日から令和元年12月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
村上警察署	令和2年2月14日	平成30年度	平成30年11月1日から平成31年3月31日まで	(注意事項) 業務管理に関する事項
		令和元年度	平成31年4月1日から令和元年11月30日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項 交通事故に関する事項
新潟北警察署	令和2年3月2日	平成30年度	平成30年12月1日から平成31年3月31日まで	適正と認めた。
		令和元年度	平成31年4月1日から令和元年11月30日まで	同 上
阿賀野警察署	令和2年1月16日	平成30年度	平成31年1月1日から平成31年3月31日まで	同 上
		令和元年度	平成31年4月1日から令和元年10月31日まで	同 上
津川警察署	令和元年12月25日	平成30年度	平成30年11月1日から平成31年3月31日まで	(指摘事項) 津川警察署署長公舎ブロック塀及び上ノ山宿舎ブロック塀撤去工事について、100万円を超える契約にもかかわらず、工事請負請書を受理し、契約書を作成していなかった。 財務規則に基づいた事務手続を行われたい。
		令和元年度	平成31年4月1日から令和元年10月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項 適正と認めた。
五泉警察署	令和元年12月26日	平成30年度	平成31年1月1日から平成31年3月31日まで	同 上
		令和元年度	平成31年4月1日から令和元年10月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
秋葉警察署	令和2年3月10日	平成30年度	平成31年1月1日から平成31年3月31日まで	適正と認めた。
		令和元年度	平成31年4月1日から令和元年12月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
西蒲警察署	令和2年2月28日	平成30年度	平成31年1月1日から平成31年3月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項 交通事故に関する事項
		令和元年度	平成31年4月1日から令和元年12月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
燕警察署	令和2年3月2日	平成30年度	平成31年1月1日から平成31年3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
		令和元年度	平成31年4月1日から令和元年12月31日まで	(注意事項) 業務管理に関する事項 個人情報の取扱いに関する事項
三条警察署	令和2年3月2日	平成30年度	平成31年1月1日から平成31年3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
		令和元年度	平成31年4月1日から令和元年12月31日まで	(指摘事項) 個人情報が記録されたデジタルカメラのSDカードを紛失したものがあつた。 個人情報の取扱いに留意し、再発防止の徹底に努められたい。 (注意事項) 交通事故に関する事項



長岡警察署	令和2年2月19日	平成30年度	平成30年11月1日から平成31年3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
		令和元年度	平成31年4月1日から令和元年12月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
与板警察署	令和2年1月23日	平成30年度	平成30年11月1日から平成31年3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
		令和元年度	平成31年4月1日から令和元年10月31日まで	適正と認めた。
小千谷警察署	令和2年2月14日	平成30年度	平成30年10月1日から平成31年3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
		令和元年度	平成31年4月1日から令和元年11月30日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
小出警察署	令和2年1月28日	平成30年度	平成31年1月1日から平成31年3月31日まで	適正と認めた。
		令和元年度	平成31年4月1日から令和元年10月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項 県管理施設の維持管理に関する事項 業務管理に関する事項
十日町警察署	令和2年1月27日	平成30年度	平成31年1月1日から平成31年3月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項 過誤払いに関する事項 交通事故に関する事項
		令和元年度	平成31年4月1日から令和元年10月31日まで	適正と認めた。
柏崎警察署	令和2年3月10日	平成30年度	平成30年12月1日から平成31年3月31日まで	同 上
		令和元年度	平成31年4月1日から令和元年11月30日まで	(指摘事項) 領置金保管庫鍵の保管管理が不適切だったため、被留置者から領置し保管中であった現金を職員から窃取されたものがあった。 犯罪抑止を推進する警察として、現金の管理を徹底されたい。  (注意事項) 交通事故に関する事項
上越警察署	令和2年2月19日	平成30年度	平成30年11月1日から平成31年3月31日まで	(指摘事項) 公務中における職員の交通事故が4件あり、相手方に16,200円の損害賠償をしたほか、公用車の修理費として1,128,232円支出したものがあつた。 県民の交通事故防止を担う警察として、職員の安全運転の徹底に努められたい。  (注意事項) 個人情報の取扱いに関する事項
		令和元年度	平成31年4月1日から令和元年11月30日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項 交通事故に関する事項
妙高警察署	令和元年12月25日	平成30年度	平成30年11月1日から平成31年3月31日まで	適正と認めた。
		令和元年度	平成31年4月1日から令和元年10月31日まで	同 上
糸魚川警察署	令和2年2月28日	平成30年度	平成31年1月1日から平成31年3月31日まで	同 上
		令和元年度	平成31年4月1日から令和元年12月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項 業務管理に関する事項

新潟東警察署	令和2年2月19日	平成30年度 令和元年度	平成30年12月1日から 平成31年3月31日まで 平成31年4月1日から 令和元年11月30日まで	適正と認めた。  (注意事項) 交通事故に関する事項
--------	-----------	-----------------	---	-------------------------------------